

全国福祉用具 専門相談員協会



岩元文雄 理事長

ポイント

- ①選択制に対し、職能の立場から、一貫して「貸与原則」の維持を主張
- ②選択制導入によって最も不利益を被る可能性が高いのは利用者
- ③継続して「更新研修の義務化」の必要性を訴えていく

不利益を被るのは利用者

8月28日に第8回「介護保険における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（以下、あり方検討会）」が開催され、①固定用スロープ②歩行器③単点杖④腋窩支持クランチ（松葉杖）⑤多点杖——について、貸与と販売の選択制の導入が検討された。

我々、全国福祉用具専門相談員協会としては、職能の立場から、一貫して「貸与原則」の維持を主張している。

そもそも介護保険制度における福祉用具の給付については、介護保険制度が始まる前の措置の時代において、様々な課題があったことを踏まえて検討が行われ、結果として、身体状況や介護度の変化、用具の機能向上に応じて、適時・適切な福祉用具を提供できるように「貸与を原則」とした経緯がある。

そこに立ち返れば、選択制の導入が、この適時・適切な福祉用具の提供による「給付の最適化」を後退させる懸念があり、そのことによって、最も不利益を被るのは利用者である可能性が高いと言わざるを得ない。

貸与・販売の選択制の導入に対し、「貸与原則」の維持を主張

い。例えば、状態変化により、新たな種目や機種を導入しなければならぬ場合の再購入に係る費用や、使用しなくなった場合の処分費用、購入して利用者の所有物となった販売品の維持費用などが発生することは容易に想像される。また、販売品を不適合のまま使用し続けることによる事故発生

の懸念などもある。こうした点を検証することなく、検討が進められるのであれば、我々の立場上、選択制の導入については賛成しにくい。

廉価な用具は そもそも対象外

また、選択制の対象となるのは、販売価格が「比較的廉価とされている用具」との考えになっているが、本来、介護保険制度における福祉用具は、その範囲として「ある程度の経済的負担があり、給付対象とする」ことで利用が促進されるもの（一般的に低価格のもの）は対象外」とされている。つまり、廉価なものは、そもそも保険給付の対象にならないという考えになっている。

その前提が変わったというのであれば、厚労省の中に設置されている「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」で既存種目の見直しを行うのが本筋であり、これまでは異なる考えが入って来ることによって、制度が複雑化していることを懸念している。

更新研修義務化 の必要性

令和5年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム見直しの検討が進んでいる。この点については、社会環境の変化を十分に踏まえて、PDC Aと多職種連携の推進や利用安全促進を中心に据えた見直しを図られる方向だ。

一方で、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会についても、あり方検討会において指摘がなされているところであり、当協会としては継続して「更新研修の義務化」の必要性を強く訴えていきたい。

我々の主張

2024年度介護報酬改定

全国福祉用具専門相談員協会